

障害者スポーツ振興ワーキンググループの設置について

令和 4 年 10 月 14 日
ス ポ ー ツ 審 議 会
健康スポーツ部会決定

スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則（平成 29 年 9 月 20 日スポーツ審議会健康スポーツ部会決定）第 2 条に基づき、スポーツ審議会健康スポーツ部会の下に次のワーキンググループを設置する。

1 障害者スポーツ振興ワーキンググループ （所掌事務）

障害者スポーツの振興に向けた方策に関する専門的事項について調査審議すること。